

大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う学校の臨時休業等の措置について（お知らせ）

【臨時休業】

- (1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。
 - ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
- (2) 避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の生徒の活動をすべて中止とします。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等の行う場合があります。
- (4) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

ご質問等につきましては、西高津中学校（Tel822-2487）教頭まで御連絡ください。